

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 11 日

各通所介護、短期入所等サービス事業者 様

尼崎市健康福祉局福祉部
介護保険事業担当課長

通所、短期入所系サービス事業所で新型コロナウイルス感染
が疑われる者が発生した場合の対応フローについて

平素は本市高齢福祉行政の推進にご理解、ご協力いただきまして、ありがとうございます。

今般、本市に所在する通所介護事業所において、介護従事者の新型コロナウイルス感染が確認
されました。

つきましては、今後の新たな感染者の発生に備え、発生した場合の介護サービス事業者と行政
の役割を明確にし、より一層の連携を図るため、別紙のとおり「通所、短期入所系サービス事業
所で感染が疑われる者が発生した場合の対応フロー」を作成いたしましたので、内容をご確認い
ただきますとともに、新型コロナウイルス感染の拡大防止に向けた適切な対応についてよろしく
お願いいたします。

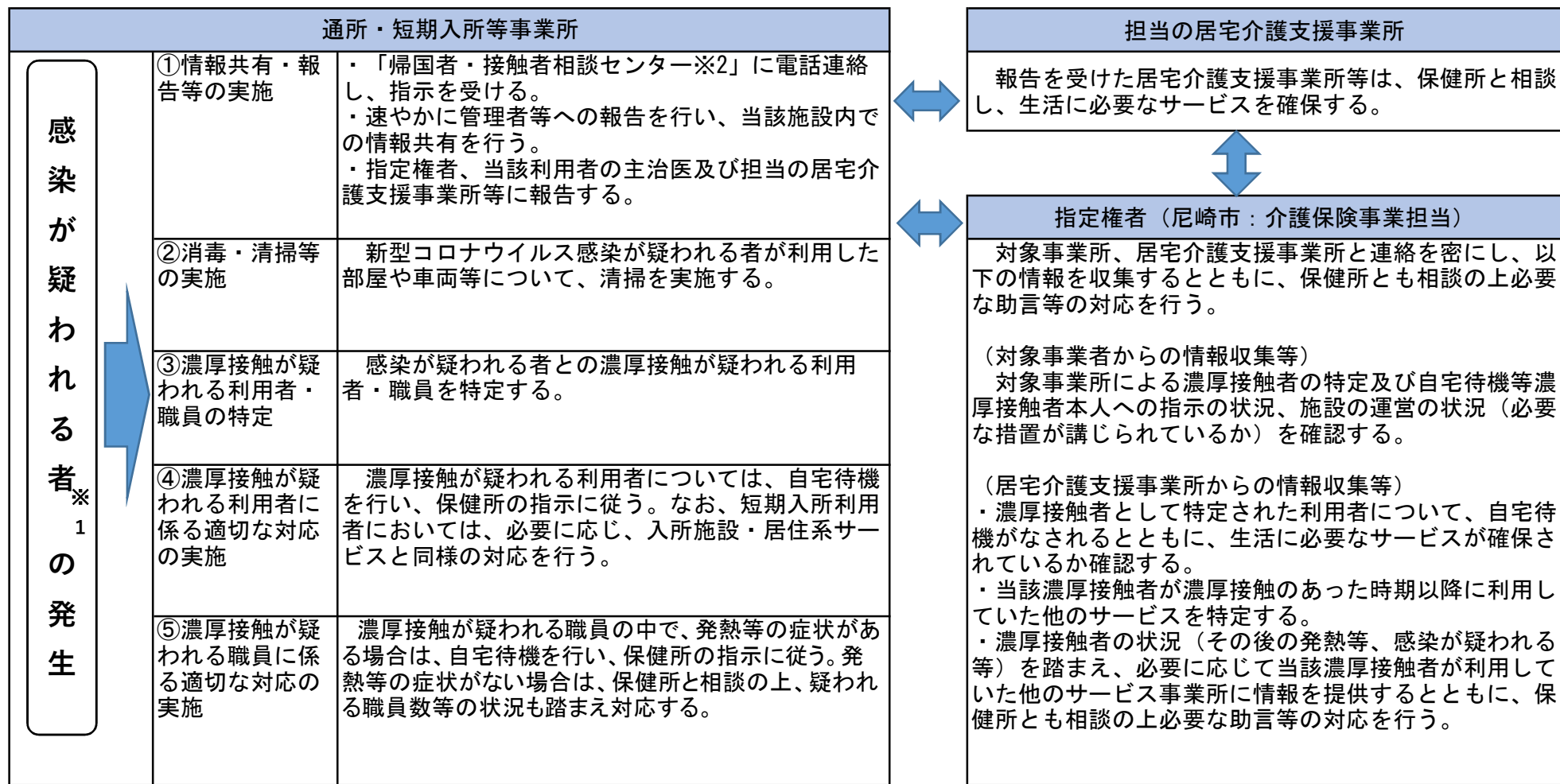
以 上

<事業所指定・管理担当>

Tel : 06(6489)6322 Fax : 06(6489)7505

Mail : ama-kaigo@city.amagasaki.hyogo.jp

通所、短期入所系サービス事業所で感染が疑われる者が発生した場合の対応フロー



※1 「感染が疑われる者」とは、社会福祉施設等（ここでは通所・短期入所等に限る。）の利用者等（当該施設等の利用者及び職員をいう。）であって、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者をいう。

※2 帰国者・接触者相談センター（24時間対応） 電話：06-4869-3015 FAX：06-4869-3049

なお、通所介護・短期入所等事業所及び居宅介護支援事業所に係る対応の詳細については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）をご参照ください。

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/res/projects/default_project/page/001/020/062/saishinijoho_vol.777.pdf